

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

音更町立鈴蘭小学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの児童生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策委員会（生徒指導委員会）で組織的に対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策委員会（生徒指導委員会）により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

### 鈴蘭小学校 いじめ防止基本方針 (概要)

三者が連携・協働し、居場所・絆・環境の三つの「づくり」を要に、「いじめ見逃し0」と「いかなる理由があってもいじめは行ってはならない100%」の学校を目指す。

- 学校の責務……加害児童生徒に加害行為を認識させる
  - 教職員の責務……いじめが発覚した場合、組織対応の中、被害児童生徒を徹底的に守り通す
  - 保護者の責務……未然防止のために、意識を一層高める
- 些細なトラブルの背景や状況の確認把握をするため、全教育活動での生徒指導の四つの視点を生かした生徒指導の充実により、未然防止に努める。

### 鈴蘭小学校 学校いじめ対策委員会 (生徒指導委員会) の役割や活動

#### 【構成員】

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・養護教諭、学校運営協議会委員・PTA役員（当該学年主任、学級担任）

#### 【役割・活動】

- ① 開発的・予防的な生徒指導計画の策定（年間計画）
- ② 児童の生活状況報告の共有徹底
- ③ 教育相談体制の整備・充実
- ④ いじめ発覚時の情報収集・整理・分析と組織的対応調整

### 本校の いじめ防止 プログラムの活動

#### ◎ 全教育活動を通して、いじめの未然防止に努める。

- ① 道徳、特活等の教科・領域等の関連  
・教育相談 ・運動会 ・学習発表会 ・ 旅行的行事等
- ② 児童会の異学年交流イベント
- ③ 社会教育と連携した体験活動との関連
- ④ 道徳教育・情報モラル教育等との関連

### いじめに関する相談

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の鈴蘭小学校の学校いじめ対策委員会(生徒指導委員会)の窓口は、教頭です。

連絡先0155-31-7255（学校代表電話）

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日24時間
（メール）	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
（メール）	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
十勝教育局教育相談電話（電話）	0155-23-4950	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

